

保護者各位

聖ウルスラ学院英智小・中学校
校長 伊藤 宣子

令和4年度 私立小中学校等家計急変世帯修学支援事業補助金について（お知らせ）

大寒の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本事業は、私立小中学校へ入学後、保護者等の失職・倒産などの家計急変により、授業料の納付が困難となった児童生徒の修学と、保護者等の教育費負担の軽減を図るため、宮城県が実施する事業です。

つきましては、認定要件等をご覧いただき、申請を希望される場合は、裏面「申請書類一覧」に記載の書類をご準備の上、2月10日（金）までに事務室へご提出ください。

I. 申請書の提出期限： 令和5年2月10日（金）

II. 補助金額・補助期間： 授業料（令和4年度4月分～3月分）

※ 令和4年度中に家計急変した場合は家計急変生じた月の翌月分から／令和4年度中に所得が回復した場合は回復する月分まで

※ ファーストステージ…月額26,000円、セカンド・サードステージ…月額27,000円

III. 対象となる家計急変事由： 保護者等の「死亡、事故、病気、失職、倒産、離婚、被災」が対象

※ 定年による退職、正当な理由のない自己都合退職（一身上の都合、単なる転職）は対象外

IV. 認定要件 次の（1）～（4）の全ての要件を満たしている必要があります。

（1）令和5年2月1日現在、私立小中学校に在籍していること

（2）私立小中学校へ入学後、対象となる事由により家計急変し、家計急変後に保護者等の年収が400万円未満相当である（裏面「家計急変後の補助対象年収目安表」をご参照ください）

※ 実際の基準額…保護者全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が135,000円未満

※ 申請時、家計急変の発生事由を証明する書類、保護者全員の収入の証明書類を提出

（3）保護者等の資産保有額が合計700万円未満であること

※ 申請時、資産を確認できる預金通帳の写し等を提出

（4）保護者等が宮城県内に住所を有していること

V. 補助金の支給方法

県から学校へ補助金の交付決定について通知がありましたら、申請者へ通知の上、校納金振替口座へお振込する予定です（県の通知次第では来年度の交付になる可能性もございます）。

VI. 他の減免制度との併用について

本事業の交付対象範囲は今年度中に納入される「授業料のみ」です。他の制度で授業料が減免されることにより、本事業の対象外、もしくは給付額が減免される場合もございます。

申請を希望される方は裏面「申請書類一覧」をご覧ください。

<申請書類一覧>

下記(1)～(4)の必要書類を揃えて2月10日(金)までに事務室へご提出ください。
 なお、全ての書類はコピーで構いませんが、必ずA4サイズでコピーの上、ご提出ください。

(1) 保護者等の家計急変の発生事由を確認できる書類

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出、診断書など
 自己都合退職(一身上の都合、単なる転職等)、定年退職による退職は対象外

(2) 保護者等全員分の家計急変後の収入を確認できる書類

家計急変翌年度の(非)課税証明書、家計急変後の給与明細(3ヶ月分)、勤務先作成の家計急変後の給与見込(3ヶ月分)、税理士または公認会計士の作成した証明書類など

(3) 扶養親族の人数を確認できる書類

扶養家族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など

(4) 保護者等全員分の保有資産を確認できる書類

通帳の写しもしくはウェブサイト等の写し(名義、残高が分かるページ)、残高証明書など
 預貯金等の口座を複数保有している場合は、その全てについて確認できる書類を提出してください。

※ 参考「確認書類の提出の必要のある保有資産」

【対象資産】

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託, 投資用資産(金・銀等))
- ・預貯金(普通預金, 定期預金)
- ・有価証券(株式, 国債, 社債, 地方債等)
- ・満期や解約により現金化した保険

【対象外資産】

- ・土地, 建物等の不動産(住宅ローン等の負債を含む)
- ・家具, 什器, 自動車, 自動二輪車等の動産

<家計急変後の補助対象年収目安表>

下表はあくまで目安です。また、事業収入の場合はこれに当てはまりません。

世帯構成		年収見込
一人親または 両親のうち一 方が働いてい る場合	子1人(小中学生) 扶養控除対象者が0人の場合	400万円未満
	子2人(小中学生, 高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	460万円未満
	子2人(小中学生, 大学生) 特定扶養控除対象者が1人の場合	490万円未満
	子3人(小中学生, 高校生2人) 扶養控除対象者が2人の場合	510万円未満
	子3人(小中学生, 高校生, 大学生) 扶養控除対象者が1人, 特定扶養控除対象者が1人の場合	540万円未満
両親共働きの 場合	子1人(小中学生) 扶養控除対象者が0人の場合	440万円未満
	子2人(小中学生, 高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	550万円未満
	子2人(小中学生, 大学生) 特定扶養控除対象者が1人の場合	590万円未満
	子3人(小中学生, 高校生2人) 扶養控除対象者が2人の場合	620万円未満
	子3人(小中学生, 高校生, 大学生) 扶養控除対象者が1人, 特定扶養控除対象者が1人の場合	650万円未満